

令和6年11月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	両沼 (両沼)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手や後継者が不足している
- ②認定農業者等の高齢化が著しい
- ③農地が分散しており集約化が急務

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・野菜や花きの栽培拡大に努め、水稻を基幹とする複合経営の確立による農業所得の安定化を図る。
- ・消費者に選ばれるコメ作りのため、特別栽培米等の作付推進に取り組んでいく。
- ・ソバ、大豆の生産から加工、販売までの6次産業化を目指し取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	124.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、集落の担い手への集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、費用対効果を検証しながら検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や農業後継者、農業を担う者等、多様な人材を募り、実習の受け入れ等、JAや普及センター、改良区等の関係機関との連携を図り、相談から農地のあっせん、定着まで、きめ細かな支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落内の担い手による農業の維持を図る事を進めるが、カバーできない農作業等は、JA新しいわて等に作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--